

越 監 公 表 第 3 号

地方自治法第252条の37第5項の規定により、包括外部監査人から令和5年度包括外部監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により次のとおり公表する。

令和6年2月29日

越谷市監査委員 井 上 茂 平

越谷市監査委員 利根川 敏 彦

越谷市監査委員 畑 谷 茂

越谷市監査委員 清 田 巳喜男

令和5年度越谷市包括外部監査報告書（概要版）

越谷市包括外部監査人 藤原拓也

1. 選定した特定の事件（監査テーマ）

情報システムに関する事務の執行について

2. 特定の事件（監査テーマ）として選定した理由（要旨）

情報システムの活用は、計画的・効果的な行財政運営に不可欠である。情報システムは、市の多くの業務で使用され、その初期投資と保守・運用に係るコストも多額にのぼることから、情報システムに関する事務の執行については計画的・効果的な運営が求められる。一方で、近年の情報システムの技術的な進歩は急速なものがあり、情報システムがこれらの急速な進歩に適合できずに陳腐化しないような対策が必要である。また、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機とした社会的な ICT 化の進展やマイナンバーカードに係る一連の報道により、市民の情報システムに関する関心も高い。

第5次越谷市総合振興計画（令和3年度～令和12年度）では、「新たな日常」の視点によるまちづくりとして、「行政のデジタル化の推進」という新たな推進ビジョンを掲げている。当該計画の実現に向けて、計画的・効果的な行財政運営を行うためには、当該ビジョンに基づく情報システムの有効的な活用が不可欠である。

同計画に基づき、市では、市民、事業者、行政を含めた市全体が行政のデジタル化の便益を享受し、市が抱える諸問題の解消を図ることを目的として「越谷市情報化推進計画（2021）」を令和3年4月に策定した。当該計画の計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間であるが、市は、直近の情報通信技術の発展や社会全体のデジタル化の流れに対応できるように当該計画を計画期間の中間年度である令和5年度に改定した。

市の財政状態は厳しく、人口減少社会のなかで、市の予算が限られている状況において、計画的・効果的な行財政運営における情報システムの果たす役割は大きい。したがって、情報システムに関する事務の執行について、「合規性」、「経済性、効率性、有効性」、「公平性」、「適切な事業評価」の4つの視点から検証を行うことは有意義であると考えられることから、情報システムに関する事務の執行を監査対象として選定した。

3. 報告書の構成

第1 包括外部監査の概要

1. 監査の種類

2. 選定した特定の事件（監査テーマ）
3. 特定の事件（監査テーマ）として選定した理由
4. 対象とする事業等
5. 監査の着眼点
6. 主な監査手続
7. 監査の対象部署
8. 監査の対象期間
9. 監査実施期間
10. 包括外部監査人及び補助者
11. 利害関係

第2 監査対象事業の概要

1. 情報システムに関する政策
2. 情報システムに関連する条例、規程等
3. 情報システムに関連する支出
4. 行政デジタル推進課
5. 越谷市の情報システム
6. 監査の対象とした情報システム
7. 意見及び指摘の対象とした情報システム

第3 監査の指摘及び意見（総論）

1. 定義
2. 総論
3. 各論

第4 監査の指摘及び意見（個別）

1. 全庁的システム
 - (1) 個人住民税システム
 - (2) 内部事務システム
 - (3) R P A
 - (4) 庁内系ネットワーク
2. 所管課管理システム
 - (1) 災害情報管理システム（危機管理室）
 - (2) 公共施設マネジメントシステム（公共施設マネジメント推進課）
 - (3) 福祉総合システム（障害福祉課、子ども福祉課）
 - (4) 介護保険システム（介護保険課）

- (5) 国民年金システム（国保年金課）
- (6) 保健所総合システム（生活衛生課）
- (7) 融資システム（経済振興課）
- (8) 都市計画支援システム（都市計画課）
- (9) 図書館システム（図書館）
- (10) 学事システム（学務課）
- (11) 学校系システム・ネットワーク（教育センター）

4. 監査の結果

「指摘」と「意見」は以下のとおりである。

(1) 定義

「指摘」とは、財務に関する事務の執行及び経営に関する事業の管理について、規則や規定等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断したものであり、地方公共団体が改善・是正に取り組むべきものである。「意見」とは、組織及び運営の合理化の観点から改善の検討を求めるものである。

(2) 総論

総論の一覧表は、以下のとおりである。

No	項目	指摘/意見	要約	ページ
1	全庁的なコストの把握について	意見 1	地方自治体の基幹業務システムについてのガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへの移行と情報システムの運用経費の削減のため、情報システムに関連する支出をその内容ごとに全庁的に集計して、越谷市としての情報システムに係るコストを把握する必要がある。	38～42
2	ソフトウェア管理台帳の整備について	意見 2	全庁的なソフトウェアの有効な管理、ライセンスコンプライアンスの確保、セキュリティの向上、ソフトウェアの効率的な利用のため、ソフトウェアの管理に必要な情報を網羅したソフトウェア管理台帳の整備を行うべきである。	42～43
3	財務報告について	意見 3	地方自治体の財務書類についての統一的な基準に基づき、適切に財務書類を作成するため、財務会計の勘定科目を適切に設定し、ソフトウェアを貸借対照表に資産として計上する必要がある。	43～44
4	越谷市情報化推進計画（導入時期）について	意見 4	同計画の個別施策には、当該施策に必要な情報システムの導入に必要なコストとその時期を予測し、適切な予算を作成するため、その導入予定時期を明記すべきである。	44～45

No	項目	指摘/意見	要約	ページ
5	越谷市情報化推進計画（目標達成の進捗状況）について	意見 5	同計画の進捗管理のため、各施策についてのその運用状況の目標（手続数、処理件数のうち実施された割合等）及び目標達成時期を明記すべきである。	46～47
6	資料の保存について	指摘 1	行政デジタル推進課あるいは所管課は、各システムの導入時の各種資料について、当該システムを継続的に使用している期間において、「越谷市情報セキュリティ対策基準」にしたがって、適切に整備・保管する必要がある。	47～48
7	所管課の明確化について	意見 6	情報システムに関する意思決定、セキュリティ、リソースの効果的な利用の観点から、各情報システムについて、適切な所管課及び責任者を設定する必要がある。	48～49
8	業務改善への取組について	意見 7	情報システムのユーザー部門は、情報システムを利用した業務処理の見直しを継続的に行い、業務改善を通じた行政運営の高度化を達成する必要がある。	49～50
9	行政デジタル推進課の人員構成について	意見 8	越谷市は、継続的に情報システムに精通した人材を確保する必要がある、そのための対策として、民間企業のシステム開発経験者あるいは社内情報システムの中途採用や一定期間におけるスキルの蓄積を検討する必要がある。	50～51
10	情報システム導入の効果の継続的な検証について	意見 9	重要な情報システムについては、定期的に事後的な効果測定を行い、トータルコストの観点からシステムの更新を検討するための判断を行うべきである。	51～52
11	情報システムの投資計画について	意見 1 0	計画的な情報システムへの投資と情報開示の観点から、戦略的かつ持続可能な情報システムの投資計画を具体的に作成し、情報化推進計画において開示すべきである。	52～53
12	保守費の効果の検証について	意見 1 1	情報システムの責任者は、定期的に、情報システムについての保守費の効果を検証し、当該保守費用が期待どおりの効果を上げているかどうかを確認し、必要に応じて委託先との調整や改善を行うことが必要である。	54
13	長期にわたる随意契約による保守契約（令和元年度の指摘に対する改善状況）について	意見 1 2	令和元年度の包括外部監査の指摘を受けて、越谷市では随意契約の乱用の防止に向けて取り組んでいるが、情報システムの運用保守契約については、その取引内容から例外的な取扱いとなっている。運用保守契約についても、随意契約の乱用の防止の観点より、保守契約の更新の際に根拠資料を保存し、当該システムを利用した業務委託や研修については、運用保守契約とは別の契約として、入札を行う等の手続を検討する必要がある。	55
14	情報セキュリティ監査の結果の開示について	意見 1 3	情報セキュリティ監査の結果について、地方公共団体における情報セキュリティガイドラインにしたがって、情報セキュリティ確保に配慮したうえで、情報セキュリティ監査の結果を開示することを検討すべきである。	55～56
15	ユーザー ID リストの棚卸について	指摘 2	所管課は、「越谷市情報セキュリティ対策基準」にしたがって、年度内の特定の一時点におけるユーザー ID リストの棚卸を実施する必要がある。また、アクセス管理とセキュリティ、コンプライアンスの観点からも重要である。	56～57

(3) 個別の指摘と意見

各情報システムに関連する個別の指摘と意見は、以下のとおりである。

No	所管課	情報システム	項目	指摘/ 意見	要約	ページ
16	行政デジタル推進課	個人住民税システム	資料の保存について	指摘 3	行政デジタル推進課は、システムの導入時の各種資料について、当該システムを継続的に使用している期間において、「越谷市情報セキュリティ対策基準」にしたがって、適切に整備・保管する必要がある。	65～66
17	行政デジタル推進課	個人住民税システム	ユーザーIDリストの棚卸について	指摘 4	所管課は、利用されていないユーザーIDが放置されないこと及び年度内のユーザーIDの削除・新規登録の確認のため、「越谷市情報セキュリティ対策基準」にしたがって、年度内の特定の一時点におけるユーザーIDリストの棚卸を実施する必要がある。	66～67
18	行政デジタル推進課	個人住民税システム	運用保守契約と業務委託契約との契約の分離について	意見 1 4	情報システムの導入元のソフトウェア会社に対して、運用保守契約と業務委託契約を一括して契約している場合、所管課は、業務委託契約の金額の適正性、削減及び説明責任の観点から、運用保守契約と業務委託契約との分離を検討する必要がある。	68～72
19	行政デジタル推進課	個人住民税システム	運用保守契約と機器賃貸借契約との契約の分離について	意見 1 5	情報システムの導入元のソフトウェア会社に対して、運用保守契約とハードウェア機器の賃貸借契約を一括して契約している場合、所管課は、ハードウェア機器の賃貸借契約の金額の適正性、削減及び説明責任の観点から、運用保守契約とハードウェア機器の賃貸借契約との分離を検討する必要がある。	73～74
20	行政デジタル推進課	個人住民税システム	機器賃貸借契約の金額の妥当性について	意見 1 6	情報システムの導入元のソフトウェア会社に対して、運用保守契約とハードウェア機器の賃貸借契約を一括して契約している場合、所管課は、ハードウェア機器の賃貸借契約の金額の適正性を市場価格との比較により検討するとともに、その削減及び説明責任の観点から、運用保守契約とハードウェア機器の賃貸借契約との分離を早急に進める必要がある。	75
21	行政デジタル推進課	内部事務システム	企画提案方式における委託業者の参加者数について	意見 1 7	基幹業務システムのような多額の情報システムの導入には、入札業者が少ない場合には、価格の高止まりや機能面での制約等のリスクがあるため、できるだけ多くの委託業者が企画提案に参加することができるような工夫を検討する必要がある。	79～80
22	行政デジタル推進課	内部事務システム	ユーザーIDリストの棚卸について	指摘 5	所管課は、利用されていないユーザーIDが放置されないこと及び年度内のユーザーIDの削除・新規登録の確認のため、「越谷市情報セキュリティ対策基準」にしたがって、年度内の特定の一時点におけるユーザーIDリストの棚卸を実施する必要がある。	80～81
23	行政デジタル推進課	RPA	ライセンス管理について	意見 1 8	RPAの有効活用の観点から、行政デジタル推進課及びユーザー部門である所管課は、職員へのRPAライセンスの付与状況だけでなく、その利用の有無や程度についても確認する必要がある。	84
24	行政デジタル推進課	RPA	RPAの導入による費用削減効果の活用について	意見 1 9	RPAの導入・活用の達成目標である職員の事務負担の軽減の実現について、具体的な数値や内容について、説明できるような仕組みの構築が必要である。また、職員の事務負担の軽減の実現によって得られる効果（事務作業時間削減等）は、既存事務の事業拡大や高度化、新しい市民サービスの創出につなげることが必要である。	85
25	行政デジタル推進課	庁内系ネットワーク	ユーザーIDリストの棚卸について	指摘 6	所管課は、利用されていないユーザーIDが放置されないこと及び年度内のユーザーIDの削除・新規登録の確認のため、「越谷市情報セキュリティ対策基準」にしたがって、年度内の特定の一時点におけるユーザーIDリストの棚卸を実施する必要がある。	89
26	行政デジタル推進課	庁内系ネットワーク	ライセンス管理について	意見 2 0	ライセンスの有効活用の観点から、行政デジタル推進課及びユーザー部門である所管課は、職員へのライセンスの付与状況だけでなく、その利用の有無や程度についても確認する必要がある。	90

No	所管課	情報システム	項目	指摘/ 意見	要約	ページ
27	行政デジタル推進課	庁内系ネットワーク	LANの管理について	意見 2 1	LANは、有形の財産であることから、ノートパソコン等の備品と同様に、物品台帳に計上し、適切に現物管理する必要がある。また、財務諸表では、貸借対照表の固定資産として計上すべきである。	90
28	危機管理室	災害情報管理システム	ユーザーの範囲について	意見 2 2	被害報告及び避難所関連情報の速報性・緊急性を考慮すると、一次情報提供者数は多いことが望ましいため、越谷市立病院、越谷・松伏水道企業団、東埼玉資源環境組合の組織に勤務している職員もユーザーの範囲に含めることができるかを検討すべきである。	93
29	危機管理室	災害情報管理システム	システムの使用年数について	意見 2 3	システムの導入に当たっては、ライフサイクルコストを考慮したシステム投資計画を立案すべきである。	94
30	危機管理室	災害情報管理システム	運用保守契約に基づく作業内容の確認について	意見 2 4	運用保守契約についての委託先の作業内容の確認や改善要望の適切な処理のため、保守運用の状況について、委託先のソフトウェア会社より月次で書面による確認書を受領すべきである。	94
31	危機管理室	災害情報管理システム	運用保守契約の費用の内容の確認について	意見 2 5	保守運用に係る費用については、その内容が不明であることが多いため、運用保守契約の委託先の作業内容及び対応範囲を確認し、それらを明らかにすべきである。	95
32	危機管理室	災害情報管理システム	システム障害報告について	指摘 7	災害情報システムにシステム障害が発生した場合、当該システムの重要性を考慮して、所管課は、保守運用委託先から、その後の対応についての検討結果を速やかに確認すべきである。	95～96
33	危機管理室	災害情報管理システム	ユーザーIDリストの棚卸について	指摘 8	所管課は、利用されていないユーザーIDが放置されないこと及び年度内のユーザーIDの削除・新規登録の確認のため、「越谷市情報セキュリティ対策基準」にしたがって、年度内の特定の一時点におけるユーザーIDリストの棚卸を実施する必要がある。	96～97
34	公共施設マネジメント推進課	公共施設マネジメントシステム	追加機能の金額の根拠について	意見 2 6	情報システムの導入に際し、追加機能の決定が行われた場合、所管課は、当該追加機能の必要性、見積金額の適正性について、その適正性を検討した資料を残すべきである。	100～101
35	公共施設マネジメント推進課	公共施設マネジメントシステム	運用保守契約における要望事項について	意見 2 7	運用保守契約における要望事項については、委託先に対して速やかな対応を要請するとともに、所管課でも速やかな対応をすべきである。	101
36	公共施設マネジメント推進課	公共施設マネジメントシステム	運用保守報告会の開催について	意見 2 8	所管課は、運用保守契約の委託先に対して、仕様書に従って、運用保守報告会の定期的な実施を求めるべきである。	101～102
37	公共施設マネジメント推進課	公共施設マネジメントシステム	運用保守契約の金額の見直しについて	意見 2 9	所管課は、過去5年度の実績に基づき、運用保守契約についての費用対効果を検証し、必要に応じて契約内容を見直し、運用保守の作業内容の見直し等により、運用保守契約の金額の見直しを委託先に要請すべきである。	102～103
38	公共施設マネジメント推進課	公共施設マネジメントシステム	効果測定について	意見 3 0	所管課は、当該システムの導入の目的である公共施設の統廃合を視野に入れた長期的な視点で修繕や更新を行う際の計画（「越谷市公共施設等総合管理計画」）の作成に必要な事務処理作業時間の短縮や計画立案への効果についても記載すべきである。	103～104
39	公共施設マネジメント推進課	公共施設マネジメントシステム	将来的なシミュレーションについて	意見 3 1	「越谷市公共施設等総合管理計画 基本方針」に基づく公共施設の統廃合を視野に入れた長期的な視点で修繕や更新を行うための「越谷市公共施設等総合管理計画 アクションプラン」及び「個別施設計画」を作成するには、将来的なシミュレーションを行うことが必要であるため、今後のシステム更新については、上記のような将来的なシミュレーション機能の追加を検討すべきである。	104～105

No	所管課	情報システム	項目	指摘/ 意見	要約	ページ
40	障害福祉課、 子ども福祉課	福祉総合システム	資料の保存について	指摘 9	所管課は、現在使用中の情報システムの導入時の各種資料について、当該システムを継続的に使用している期間において、「越谷市情報セキュリティ対策基準」にしたがって、適切に整備・保管する必要がある。	108～109
41	障害福祉課、 子ども福祉課	福祉総合システム	ユーザーIDの棚卸について	指摘 10	所管課は、利用されていないユーザーIDが放置されないこと及び年度内のユーザーIDの削除・新規登録の確認のため、「越谷市情報セキュリティ対策基準」にしたがって、年度内の特定の一時点におけるユーザーIDリストの棚卸を実施する必要がある。	109
42	障害福祉課、 子ども福祉課	福祉総合システム	長期間の随意契約の根拠について	意見 32	所管課は、長期間にわたって随意契約で一定金額をシステム使用料として支払っている場合、当該契約金額についての適切な根拠を契約締結時に確認する必要がある。	110
43	介護保険課	介護保険システム	資料の保存について	指摘 11	所管課は、現在使用中の情報システムの導入時の各種資料について、当該システムを継続的に使用している期間において、「越谷市情報セキュリティ対策基準」にしたがって、適切に整備・保管する必要がある。	113～114
44	介護保険課	介護保険システム	システムに係る契約について	意見 33	所管課は、長期間にわたって随意契約で一定金額をシステム使用料として支払っている場合、当該契約金額についての適切な根拠を契約締結時に確認する必要がある。	114～116
45	介護保険課	介護保険システム	機器賃借契約に含まれる消耗品について	意見 34	機器賃借契約に消耗品の購入が含まれている場合、全庁的な購入によるボリュームディスカウントによる費用削減効果を検討する必要がある。	116
46	介護保険課	介護保険システム	ユーザーIDの棚卸について	指摘 12	所管課は、利用されていないユーザーIDが放置されないこと及び年度内のユーザーIDの削除・新規登録の確認のため、「越谷市情報セキュリティ対策基準」にしたがって、年度内の特定の一時点におけるユーザーIDリストの棚卸を実施する必要がある。	116
47	介護保険課	介護保険システム	バッチ処理について	意見 35	外部のシステムのデータ連携について、手作業によるデータのUSBによる受け渡しを行っている場合、個人情報セキュリティ及び業務効率化の観点から、アプリケーションプログラムインターフェイス (API) の構築を検討する必要がある。	116～117
48	国保年金課	国民年金システム	資料の保存について	指摘 13	所管課は、現在使用中の情報システムの導入時の各種資料について、当該システムを継続的に使用している期間において、「越谷市情報セキュリティ対策基準」にしたがって、適切に整備・保管する必要がある。	120
49	国保年金課	国民年金システム	システム導入会社との契約について	意見 36	所管課は、長期間にわたって随意契約で一定金額をシステム使用料として支払っている場合、当該契約金額についての適切な根拠を契約締結時に確認する必要がある。	121
50	国保年金課	国民年金システム	ユーザーIDの棚卸について	指摘 14	所管課は、利用されていないユーザーIDが放置されないこと及び年度内のユーザーIDの削除・新規登録の確認のため、「越谷市情報セキュリティ対策基準」にしたがって、年度内の特定の一時点におけるユーザーIDリストの棚卸を実施する必要がある。	121～122
51	国保年金課	国民年金システム	委託業務の管理について	意見 37	所管課は業務委託先に対する管理責任を有しているため、業務委託先の作業結果についての適切な確認を行うことが必要である。	122
52	生活衛生課	保健所総合システム	業務プロセスの見直し・ベンチマークの設定について	意見 38	情報システム導入・改修の効果測定を行っていない場合でも、情報システムの更新が予定されているときには、業務プロセスの見直し・ベンチマークの設定を行い、システムのより効率的かつ経済的な運用を図る必要がある。	125

No	所管課	情報システム	項目	指摘/ 意見	要約	ページ
53	生活衛生課	保健所総合システム	ユーザーIDの棚卸について	指摘15	所管課は、利用されていないユーザーIDが放置されないこと及び年度内のユーザーIDの削除・新規登録の確認のため、「越谷市情報セキュリティ対策基準」にしたがって、年度内の特定の一時点におけるユーザーIDリストの棚卸を実施する必要がある。	125～126
54	生活衛生課	保健所総合システム	システムの保守契約について	意見39	所管課は、過去5年度の実績に基づき、運用保守契約についての費用対効果を検証し、必要に応じて契約内容を見直し、運用保守の作業内容の見直し等により、運用保守契約の金額の見直しを委託先に要請すべきである。	126
55	生活衛生課	保健所総合システム	リース契約の内容の検討について	意見40	情報システムのリース契約期間が終了し、その更新が行われる場合、所管課は、当該リース契約の内容を確認する必要がある。	126～127
56	経済振興課	融資システム	システムの所管課の明確化について	指摘16	情報システムについては、「越谷市情報セキュリティ対策基準」に基づき、システム責任者を明確にする必要がある。システム責任者は、所管する情報システムにおける開発、設定の変更、運用、見直し等を行う権限及び責任を有する（「越谷市情報セキュリティ対策基準」1(6)①情報システム責任者。）とされていること、また契約は情報システムの開発、設定の変更、運用、見直し等における重要な要素となる行為であることを鑑みれば、情報システムに関する契約については、原則として所管課が行うべきである。	130～131
57	経済振興課	融資システム	資料の保存について	指摘17	所管課は、現在使用中の情報システムの導入時の各種資料について、当該システムを継続的に使用している期間において、「越谷市情報セキュリティ対策基準」にしたがって、適切に整備・保管する必要がある。	131～132
58	経済振興課	融資システム	データバックアップについて	意見41	所管課は、「越谷市情報セキュリティポリシー」に基づき、年度内の1回のみならず、定期的なバックアップデータの保存を行うべきである。	132
59	都市計画課	都市計画支援システム	再リース・再リース契約の期間について	意見42	情報システムの導入に必要な情報機器のリース契約及びその再リース契約については、当該システムの当初の導入計画（必要な情報機器の調達可能性を考慮したもの）と整合する期間で行うことが必要である。	136～137
60	都市計画課	都市計画支援システム	再リース手続について	意見43	再リース契約を行う場合、当該契約は、随意契約となるため、所管課は、当該契約金額の妥当性を検討した資料を根拠資料として、作成・保存する必要がある。	137～139
61	図書館	図書館システム	ユーザーID棚卸表と所属一覧との不整合について	指摘18	所管課は、定期的なユーザーID棚卸結果に基づき、ユーザーID棚卸表と所属一覧との整合性を確認し、不整合があれば、必要な修正を行う必要がある。	142
62	図書館	図書館システム	ユーザーIDリストの棚卸の実施について	指摘19	所管課は、利用されていないユーザーIDが放置されないこと及び年度内のユーザーIDの削除・新規登録の確認のため、「越谷市情報セキュリティ対策基準」にしたがって、年度内の特定の一時点におけるユーザーIDリストの棚卸を実施する必要がある。	143
63	図書館	図書館システム	アンケート形式等によるヒアリングについて	意見44	電子図書館・図書館システムについて、システム評価としてのアンケート形式等による要望のヒアリングを行って、利用者や職員から広くフィードバックを得てその結果を分析することは、システム及び委託業務の品質を評価する上で有用と考えられる。	143
64	学務課	学事システム	ユーザーID権限付与手続の改善について	指摘20	他の課へ異動等により本来ユーザーIDを削除すべき者が発生した場合、所管課は、情報漏洩や不正に利用されるリスク等を考慮して、当該ユーザーIDを速やかに削除すべきである。	147

No	所管課	情報システム	項目	指摘/ 意見	要約	ページ
65	学務課	学事システム	ユーザーIDリストの 棚卸の実施について	指摘2 1	所管課は、利用されていないユーザーIDが放置されないこと及び年度内のユーザーIDの削除・新規登録の確認のため、「越谷市情報セキュリティ対策基準」にしたがって、年度内の特定の一時点におけるユーザーIDリストの棚卸を実施する必要がある。	147～148
66	学務課	学事システム	ユーザーID付与の範囲 について	意見4 5	ユーザーIDの付与については、実際に本システムを利用する可能性について十分に検討し、情報漏洩や不正に利用されるリスク等を考慮して、限定的に行うことが望まれる。	148
67	学務課	学事システム	資料の保存について	指摘2 2	所管課は、現在使用中の情報システムの導入時の各種資料について、当該システムを継続的に使用している期間において、「越谷市情報セキュリティ対策基準」にしたがって、適切に整備・保管する必要がある。	149
68	教育センター	学校系システム・ネット ワーク	職種の登録について	指摘2 3	情報システムのユーザーIDの登録について、所管課は、当該ユーザーIDの職種と実際の職種とが整合するように登録する必要がある。	152
69	教育センター	学校系システム・ネット ワーク	ユーザーIDの棚卸の 実施について	指摘2 4	所管課は、利用されていないユーザーIDが放置されないこと及び年度内のユーザーIDの削除・新規登録の確認のため、「越谷市情報セキュリティ対策基準」にしたがって、年度内の特定の一時点におけるユーザーIDリストの棚卸を実施する必要がある。	153
70	教育センター	学校系システム・ネット ワーク	資料の保存について	指摘2 5	所管課は、現在使用中の情報システムの導入時の各種資料について、当該システムを継続的に使用している期間において、「越谷市情報セキュリティ対策基準」にしたがって、適切に整備・保管する必要がある。	153～154
71	教育センター	学校系システム・ネット ワーク	運用保守契約の金額の 見直しについて	意見4 6	所管課は、過去5年度の実績に基づき、運用保守契約についての費用対効果を検証し、必要に応じて契約内容を見直し、運用保守の作業内容の見直し等により、運用保守契約の金額の見直しを委託先に要請することが望まれる。	154